

## 勤務条件明示書

氏名	
任期	1 任期 令和7年10月14日 ～ 令和8年3月31日 2 任期更新の有無 ■更新する場合があります *ただし、休職等職員の代替に係る期間雇用職員の雇用期間は6月を超えない期間で必要と認める期間について更新する。
勤務場所	採用直後：一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会事務局 変更の範囲：変更なし
業務内容	採用直後：互助会に関する業務 変更の範囲：変更なし
勤務時間	1 週につき38時間45分、1日7時間45分 就業時間 午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	12時～13時
勤務を要する日	毎週月曜日～金曜日 ※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）は原則として勤務を要しない。
休暇等	【有給休暇】年次休暇：雇用開始日現在において、年度内10日 その他に療養休暇、特別休暇あり 【無給休暇】看護休暇・育児休業 他は千葉県教育庁の臨時的任用職員の例による
給与	1 給料月額 辞令に記載の給料表、級及び号給による ※千葉県教育庁職員に適用される給与条例・規則等に準じて決定 2 諸手当 地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、 期末手当、勤勉手当、退職手当等をそれぞれの支給要件に応じて支給 ※給与の額は、「千葉県職員の給与に関する条例」等の改正により改定を行う場合がある。
給与の支給方法	口座振込
支給日	1 月例給与 21日（月末締め当月払い） 2 期末・勤勉手当 6月30日、12月10日 （上記の支給日が休日、土曜日又は日曜日の時は、その直前の平日）
安全及び衛生	一般健康診断 （職務専念義務免除の扱いとし、受診に必要な時間の給与は減額しない）
社会保険	厚生年金保険、健康保険、雇用保険
災害補償	労働者災害補償保険に基づく補償（労働者災害補償保険加入）
退職	期間雇用職員就業規則第29条による
懲戒の事由	解雇の事由（期間雇用職員就業規則第23条及び第29条2による）
解雇予告	労働基準法第20条の規定による
その他	本書に定めがない事項については、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会期間雇用職員就業規則及び労働基準法等による。